

定 款

マークスライフ株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、マークスライフ株式会社と称する。英文では、MarksLife Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の所有、売買、賃貸、管理運営及び仲介業務
2. 不動産コンサルタント
3. 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計
4. 建築工事業及びリフォーム工事業に関する企画、請負、施工、設計、管理
5. 照明電気機器、通信機器、防災設備機器、映像関連機器、受変電設備機器、昇降機、給排水設備機器、給湯設備機器、空調機器等の住宅設備機器の販売、リース
6. 空調設備工事、通信システム設備工事、防犯カメラ設備工事等の設計、施工、監理、メンテナンス並びに請負
7. 建造物、工作物解体工事業
8. 損害保険の代理店業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業
9. 遺品整理及び不動産清掃業
10. 古物営業法に基づく古物商
11. M&A 仲介事業
12. 空き家管理事業
13. 民泊及び宿泊事業
14. 駐車場の賃貸、管理事業
15. 小規模商業施設の開発、運営事業
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、430万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一

定の日日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、記載又は記録する。議事録の作成に係る職務を行った取締役又は議長、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から10年間備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任の方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を定める。

2 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

3 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

(招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。

2 取締役会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 当社の取締役会は、必要に応じて招集する。

- 2 取締役会を招集する者は、取締役会の日日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充足したときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び責任制限)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要

件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(員数)

第31条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任の方法)

第32条 監査役の選任決議は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任制限)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(期末配当金の配当)

第 37 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金という。」）を行う。

（中間配当金）

第 38 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金という。」）を行うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 39 条 期末配当金および中間配当金がその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息を付さない。

以上